

(写)

令和7年12月12日

東京都北区長
山田 加奈子 殿

東京都北区特別職報酬等審議会

会長 大前 孝太郎



東京都北区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに
区長、副区長及び教育長の給与の額等の適否について（答申）

令和7年12月12日付、7北総総第3844号で諮問を受けた標記の件について、本審議会の意見は別紙のとおりです。

東京都北区特別職報酬等審議会委員

会長 大前 孝太郎

会長職務
代理者 成川 友英

委員 牛村 福太郎

委員 大島 佳奈子

委員 小林 裕之

委員 齊藤 正美

委員 鈴木 啓三

委員 長谷川 伸城

委員 田中 義正

委員 西村 博匡

委員 碇井 亘

答 申

1 はじめに

本審議会は、令和 7 年 12 月 12 日、東京都北区長から以下の適否について諮問を受けた。

- (1) 東京都北区特別職報酬等審議会条例第 2 条第 2 項の規定に基づく、東京都北区議會議員の議員報酬及び期末手当の額並びに区長、副区長及び教育長の給与の額
- (2) 東京都北区特別職報酬等審議会条例第 2 条第 3 項の規定に基づく、地方自治法第 180 条の 5 に規定する委員会の委員及び監査委員の報酬及び給与の額並びに同法第 100 条第 14 項に規定する政務活動費の額
- (3) 区長の退職手当の額の適否

審議にあたっては、各委員が区民各界の代表としての自覚と見識をもつて、公正な立場から、特別職等の職責、他の特別区の状況など、関係資料を参考にしながら、多角的かつ慎重な審議を行い、以下の結論を得た。

2 結 論

- (1) 報酬等の額

令和 7 年 10 月 14 日、特別区人事委員会は一般職員の給与について、令和 7 年 4 月時点で、公民格差が 14,860 円 (3.80%) であるとして、公民格差を解消するため、初任給及び若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で月例給与の引上げを勧告した。

特別区人事委員会勧告を踏まえつつ、このたびの審議においては、まず議員報酬並びに区長、副区長及び教育長の給与については、それぞれその果たす役割の重要性と職責に見合うものであるとともに、特別区人事委員会勧告等の内容や社会経済情勢の動向、国や他自治体との均衡等を総合的に判断し、区民の理解と納得が得られるものでなければならないということを改めて確認した。

近年の改定の経緯を振り返ると、議員報酬並びに区長、副区長及び教育長の給与については、令和 3 年から令和 5 年は据置きとし、令和 6 年及び令和 7 年は特別区人事委員会勧告による一般職の給料措置と同程度の引上げを行っている。

これまで本審議会は、区長、副区長及び教育長についても、執行機関の最高責任者としての職責相応の年収が確保されるべきであることを答申してきたところである。

一方、これまで本審議会の答申では、「特別区人事委員会が一般職の給与に対して改定すべきとの勧告を行った場合には、特別職の報酬についても同様の対応を行うべきである」という趣旨の付言をしたところである。また、「23 区において、一定程度均衡することが望ましいと考える」ともしている。

特別区人事委員会勧告の内容が、初任給及び若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給の月例給与を対象としていることから、本審議会は、特別職の報酬等の額について、一般職の部長級（給料表 6 級）の最高号給の改定率を参考に月額 3.3% 相当の引上げを行うことが妥当であるとの結論に至った。

また、常勤監査委員の給与月額についても、社会情勢等を鑑み議員報酬等と同様に、月額 3.3% 相当の引上げを行うことが妥当と考える。

（2）期末手当の額

特別区人事委員会は、特別区職員の期末手当及び勤勉手当について、「民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を 0.05 月引上げる」とする勧告を行った。

これまで本審議会は、一般職員の期末勤勉手当において改定があった場合、議員並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の期末手当についても同趣旨の対応を行うことが適当であるとの考えを示してきたところである。

したがって、「（1）報酬等の額」で示した考え方について、議員並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の期末手当については、年間の支給月数を 0.05 月引上げることが適当である。

（3）地方自治法第 180 条の 5 に規定する委員会の委員の報酬及び政務活動費の額

地方自治法第 180 条の 5 に規定する委員会の委員、いわゆる行政委員会委員の報酬については、委員の職責や他区との均衡等を総合的に勘案すると、現在の報酬額は妥当なものと判断した。

また、令和 6 年 12 月の本審議会において、他区等で日額制の導入事例がある選挙管理委員会の委員について、他の特別区を含む各地のあり方の調査研究を求め、令和 7 年 7 月及び今回の審議会において、北区での活動状況、他の特別区の状況、日額制や月額・日額併用制の試算額等を審議した。委員による活発な意見交換が行われたが、結論には至らなかったため、引

き続き審議が必要であると判断し、次回審議会にてさらなる議論を行うこととした。

なお、結論に至り次第、最終答申を提出する予定である。

政務活動費については、議員の職責が増大し、その活動範囲が拡大しており、区民ニーズを的確に把握し、政策形成に反映させる必要性などから、これまでの本審議会答申同様、当面は、現在の水準に妥当性があるものと判断した。

（4）区長の退職手当の額の適否

区長の退職手当については、令和7年7月に本審議会を開催し、区民等へのアンケート調査内容を検討したうえで、10月にアンケート調査を実施し、今回の審議会においてアンケート調査結果や、他自治体の状況等を審議した。委員からは退職手当の額だけでなく、退職手当の性質や支払方法等について幅広い意見がでたものの、結論には至らなかつたため、区長の退職手当についても、引き続き審議が必要であると判断し、次回審議会にてさらなる議論を行うこととした。

なお、結論に至り次第、最終答申を提出する予定である。

（5）改定の実施時期等

改定の実施時期については、従来の実施時期等を考慮して、令和8年4月1日から実施することが適当である。

また、我が国の社会経済情勢をはじめ、北区を取り巻く環境の急激な変化や、他の特別区との不均衡など、特別職の報酬等についての状況に大きな変化・変動が生じたときには、本審議会を開催し、検討を実施すべきである。

原材料価格等に起因する物価高騰により、区民の生活は大きな影響を受け続けている。

引き続き、不透明な社会経済情勢における厳しい財政運営が見込まれる中、特別職には、より効果的・効率的な区政運営と円滑な議会運営を通じ、区民の信頼と信託に応えるべく、その職責を全うしていただくことを期待したい。